Ⅵ　総合考察

本報告書では、Ⅱ章において平成 22 年度先行研究で実施した実態調査をもとに、関係機関との連携を軸として各盲学校におけるセンター的機能に関わる取組の状況の総括を試みた。また、Ⅲ章では全国の盲学校におけるセンター的機能に関する先進的な取組を行っている学校を抽出し、学校訪問調査を通して取りまとめ、Ⅳ章では今後のセンター的機能の在り方についての提言を試みている。Ⅴ章では小・中学校に在籍している視覚障害のある児童生徒に対する支援体制と実際の学習状況について感覚代行機器の使用状況の視点で取りまとめている。また、小学校の通常の学級で学んできた全盲児童の６年間の関わりについても縦断的に取りまとめを行った。

本章では、これらの中から主にⅣ章とⅤ章に関わり、センター的機能の発揮を踏まえた今後の盲学校の在り方と通常の学級に在籍している児童生徒等への支援の在り方について、全般的な考察を加えることとする。

１．支援センターとしての盲学校

Ⅳ章において、各盲学校における視覚障害教育の専門性の担保と継承についての提言を試みているが、今後、前述したように小・中学校等で学ぶ視覚障害のある児童生徒等が増えていくことを考えると、もう一歩踏み込んで今後の盲学校そのものの在り方を考えていく必要があろう。

すでに、現在でも各盲学校で工夫を凝らしながら支援センターとしての取組を行ってはいるが、各盲学校が基本的に具備すべき機能の一つとしてセンター的機能を位置付ける必要があるのではないだろうか。

具体的には、①巡回指導及び通級指導のための加配教員を地域の広さや人口に応じて盲学校の教員定数として位置付けること、②教材・教具センターとしての機能を持たせ、県内（管轄地域内）の小・中学校等で学んでいる視覚障害のある児童生徒が使用する点字教材や拡大教材等を作成して供給する体制を、諸外国で採用している Braille Clark（点字教材作成員）のような人的配置を行うことによって構築することである。

盲学校の機能の一部としての支援センターについては、いわゆる盲学校「本体」と完全に機能を切り離し、通級指導を含めた教育相談、地域支援としての巡回指導、そして教材・教具の作成と貸与に特化した機能として位置付けるということも考えられる。

２．視覚障害以外の障害のある児童生徒等への対応

平成 22 年度先行研究では、各盲学校が通常の学級に在籍している発達障害等のある

児童生徒等への支援を積極的に行っていることが明らかとなった。
　しかし、発達障害等のある児童生徒等への支援については、小・中学校等の状況を踏まえ、組織的、計画的に実施することが必要であると考える。
　センター的機能については、改訂された学習指導要領でも取り上げられ、現在では各特別支援学校が必須として取り組まなければならない事項となっている。しかし、センター的機能を発揮して地域支援を行う特別支援学校と、特別支援学校から支援を受ける小・中学校との設置校数の違いを考えると、容易に実現できる事項ではない。双方の設置校数を比較してみると、特別支援学校数が約 1,000 校であるのに対して、全国の小・中学校数は約 33,000 校となっている。単純に計算すると、1 校の特別支援学校が支援を行わなければならない小・中学校は 33 校ということになる。仮に、小・中学校 1 校に支援が必要な児童生徒が 30 人在籍しているとすると、約 1,000 人の児童生徒の支援を行わなければならないことになる。しかも、この中には幼稚園や保育所、高等学校等は含まれていないのである。
　このような状況を考えると、現状で多くの特別支援学校が実施しているように、地域支援の対象となっている小・中学校に対して、直接的に児童生徒の支援を行うことが現実的ではないことが分かる。現状でそれができているのは、特別支援学校が地域支援を行っていることが小・中学校等に充分に周知されていないことや、小・中学校等の通常の学級で指導している教師が、問題の所在に気がついておらず、地域支援を申し出る学校数が非常に限られているからである。もし、地域支援の取組が充実し、そのことが多くの小・中学校等に周知された場合には、皮肉なことにこれまでのような手厚い個別への対応はできなくなるのである。
　そこで考えなければならないことは、直接支援と間接支援とをどのように使い分けるかということである。
　つまり、視覚障害のある児童生徒等については、いかなる状況であっても基本的には直接支援を実施することが望ましい。しかし、視覚障害以外の障害についての相談・支援については、担当者に対するコンサルテーション的な支援に留めておくこと、言い方を変えれば、学級担任などの指導に携わっている教師自らが解決を図ることができるような支援を行うということである。

３．弱視特別支援学級担当者への支援と連携

　平成 22 年度先行研究における実態調査では、各盲学校における弱視特別支援学級への支援の状況についても調査を行い、大括りには全国の約半数の弱視特別支援学級に在籍している児童生徒を支援していることが分かっている。これらの支援が児童生徒への直接的な支援か、担当教師への間接的な支援かは調査結果からは分かっていないが、今後は、弱視特別支援学級の担当者に、視覚障害教育、特に弱視教育の指導の専門性を身に付けてもらうための支援が必要であると考える。
　それは、上述したように盲学校が単独で実施できる支援には限界があり、これまで盲学校が担ってきた役割を今後は弱視特別支援学級の担当者に担ってもらわなければならないと考えているからである。通常の学級に在籍している発達障害等のある児童

生徒も程度の差こそあれ何らかの読み書きの困難を抱えている。そのような児童生徒への対応には、弱視教育の指導のノウハウが少なからず応用できると考える。

したがって、弱視特別支援学級担当者が校区の小・中学校の通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒への支援を行うという機能を持つことで、盲学校と弱視特別支援学級とがハブ的な関係を構築することができるのである。本研究所が平成19年度に実施した「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」の結果によると、小・中学校ともに担当者の指導の専門性が決して高いとはいえない状況があることが明らかとなっている。

このことからも今後は、盲学校が弱視特別支援学級の担当者を支援することの必要性を認識し、センター的機能を発揮することが望まれる。

４．副籍・支援籍を活用した柔軟な児童生徒の受け入れ

Ⅲ章において支援籍を活用した交流及び共同学習についての先進的な取組を紹介したが、社会情勢等を鑑みると通常の学級に障害のある児童生徒が在籍するという状況が一層進んでいくことは想像に難くない。

このような状況を踏まえると、副籍・支援籍についても一層踏み込んだ取組が必要となってくると考える。しかし、前述したＣ盲学校の取組においても、盲学校から遠く離れた地域の小・中学校へ出かけることの負担感が課題として挙げられている。

この課題を解決する最も簡便な方法は、盲学校が設置されている近隣の小・中学校で支援籍学習を行うことである。しかも、単発的にではなく、１学期間、あるいは1年間というスパンで継続して授業に参加するという取組を模索することが必要であると考える。

このようなことは欧米ではよく行われていることで、ケンタッキー盲学校ではPart Day Placementというプログラムを導入している。このプログラムでは盲学校に在籍している児童生徒が小・中学校、あるいは高等学校の授業に年間を通して参加している。筆者が見学したのはケンタッキー盲学校の高等部の生徒が、交通機関を利用して近隣の高等学校へ出向き、午前中に国語やフランス語等の授業を受け、午後からは盲学校へ戻って盲学校の授業に参加するというものであった。

このプログラムのねらいは、盲学校では開設されていない外国語や微積分等の教科を履修することや、通常の学級環境へ適応すること、また、歩行能力を活用して自立した生活能力や社会性を養うこと等である。

上述したような取組が直ぐに実現しなくても、小・中学校から盲学校へ、盲学校から小・中学校への柔軟な行き来がもっと簡便に行えることは望ましいことであると考える。

副籍・支援籍制度を導入するメリットは、保護者の心理的な負担が軽減されるとともに、必要な支援を必要なだけ必要な場所で受けられることにもある。現状では、このような柔軟な対応を図ることが難しい状況となっているため、今後は各盲学校における積極的な取組を期待したい。

５．他の障害種部門との戦略的な合併と様々な児童生徒の受け入れ

Ⅲ章で述べたように、盲学校の多くは幼児児童生徒数の減少に伴い、教職員数も減少傾向にある。しかも、時間講師や臨時採用教員の割合も高くなってきている。ある盲学校では普通科教員の半数以上が正規採用の教員ではないと聞く。

このような状況を打開するためには、特別支援学校制度の特徴の一つである複数の障害部門を有する特別支援学校として、視覚障害教育部門の他に他の障害種の教育部門を開設することも考えなければならない。

その際に留意しなければならないことは、重複障害のある児童生徒の割合が高くなってきているとはいえ、盲学校はあくまでも教科指導を基本として、その上で一人一人の児童生徒の視覚障害の状態や特性等に応じて普通文字や点字を用いた学習を行う学校であるということである。

このような観点で障害種の異なる部門を併置することを考えると、自ずとその障害種は限られてくると考える。すなわち、知的に遅れがない児童生徒の教科指導を行っている聴覚障害、肢体不自由、病弱の各障害種ということである。これらの障害のうち、聴覚障害については同じ感覚障害系であっても教育方法等のアプローチが全く異なっていることから、肢体不自由や病弱という選択肢になるかもしれない。

肢体不自由者を教育する特別支援学校には、従前より視覚障害、あるいは視覚認知に課題のある児童生徒が一定の割合で在籍していることが報告されているが、そのような意味からも合併を実現しやすい障害種であるといえる。

このような他障害種の特別支援学校との合併を推奨する理由の一つは、教科指導の専門性が担保されるということである。盲学校の教職員数が減少してくると、中学部や高等部において全ての教科の教員が揃わないという事態も起こってくる。ところが、他の障害種部門が併置されることにより相互に補完し合い、２部門となれば全ての教科担当者を揃えられる可能性は高くなるのである。

確かに視覚障害と肢体不自由、あるいは病弱とでは、障害特性やその対応方法、指導法等にも違いがあるのも事実である。しかし、まさに専門性の不足する部分は相互に補完し合いながら、その利点を生かしていくことのメリットの方が大きく、そのような合併を推し進めることの意義は大きいと考える。

また、ある盲学校では高等部に病弱部門を既に設けて学校運営が行われているが、その盲学校を見学させていただいた折に、病弱部門の生徒が盲学校の学校環境にすんありなじんでいる様子を垣間見ることができた。そのような状況を見ていると、小・中学校、あるいは高等学校においては、特定の病気や障害がなくても集団適応が難しかったり、いじめを受けたりして学校へ通うことのできない児童生徒が一定の割合で存在しており、そのような児童生徒が盲学校という新しい環境の中で学校生活を謳歌することも良いのではないかという実感を持った。

つまり、ある意味の「やり直しの場」として、盲学校がその選択肢の一つとして存在していることの意義は非常に大きいと考える。

このような状態は、さまに障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が自然に学び合うことができ、インクルーシブ教育の一つの形ということはできないだろうか。結

果的に学校全体の児童生徒数が増え、活気のある新しい学校ができあがることにもなるのである。

６．小・中学校に在籍している視覚障害のある児童生徒への支援について

Ｖ章では、小・中学校に在籍している視覚障害のある児童生徒の支援の状況について、支援体制や感覚代行機器の活用という視点を踏まえて現状と課題の整理を行った。また、一つの試みとして一人の全盲児童の小学校６年間の軌跡を縦断的にたどって取りまとめている。

ここでは、小・中学校に在籍している視覚障害のある児童生徒への支援の在り方について、あるいは視覚障害のある児童生徒を小・中学校で受け入れる際に留意しなければならない視点を整理してみたい。

これまで実施されてきた交流及び共同学習は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが共に理解し合うことを主なねらいとして行われてきた。障害のない児童生徒の立場からすれば、いわゆる共感的な理解を深めるということであり、障害のある児童生徒の立場では、大きな集団の雰囲気を味わう、あるいは社会性を身に付ける等ということになる。

しかし、今後は障害のある児童生徒が実際に通常の学級の授業に参加し、そこで確かな学力を身に付けること、その持てる潜在的な能力を充分に発揮させ学習の成果が保障されなければならない。

そのような意味で、アクセシビリティを高める各種感覚代行器を効果的に用いて、不足しがちな情報を獲得し、それを適切かつ迅速に処理する力を身に付けさせなければならない。したがって、そのような児童生徒の支援にあたっては、まず、基本的な読み書きの力を身に付けさせることを主眼に置くことが必要であると考える。

この基本的な能力に関して、大変印象深いエピソードに遭遇したので紹介したい。小学校と中学校の二つの学校で点字使用の児童生徒が通常の学級で学んでいる様子を見学させてもらう機会を得た。偶然であるが二人とも盲学校からの支援を受けずに小学校に就学していた。その後、数年経過して盲学校からの支援が必要であると判断した保護者が支援を求めて、現在、小学生の方は定期的に盲学校の支援を受け、中学生の方は盲学校から点字指導のできる教員が転勤して来たという。当支援を行っている盲学校の支援担当者と中学校へ転勤して当該生徒の指導を行っている教員と授業後に話をする機会を得たが、期せずして二人とも点字の基礎的な学習をしっかりとさせておくべきだった事を指摘したのである。具体的には両手で点字を読むことができなかったり、分かち書きが自己流で正確ではなかったりすると、通常の学級での学習には支障を来すというものであった。盲学校の支援担当者によれば、幼稚部の時に同級で盲学校に入学した点字使用の児童との差が歴然として現れてきているとのことであった。また、中学生の担当教員は、中学校一年生の時には授業についていくことができたが、学年が進むにつれ情報処理能力が追いついていないということであった。

このような現実を突きつけられると、今後のあるべき支援の姿は単に支援を行っているという事実だけではなく、効果的な支援体制や指導方法等を継続的に行い、しか

るべき学力が身に付いたという成果を示すことだと認識した次第である。

最後に、平成22年度先行研究を含めて2年間に渡り盲学校のセンター的機能の在り方と小・中学校に在籍している視覚障害のある児童生徒への支援の在り方に関する研究を実施してきたが、本研究にご協力をいただいた各盲学校の学校及び諸先生に心から感謝を申し上げたい。

参考文献

1）全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査（平成19年度）: 国立特別支援教育総合研究所教育支援研究部実態調査. 2008.